

Title	『河海抄』における歌学書引用の実態と方法：顕昭の歌学を中心に
Author(s)	松本, 大
Citation	詞林. 50 P.14-P.29
Issue Date	2011-10-20
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67632">https://doi.org/10.18910/67632</a>
DOI	10.18910/67632
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 『河海抄』における歌学書引用の実態と方法

——顕昭の歌学を中心に——

松本 大

## 一、『河海抄』内の歌学書引用

『河海抄』の注釈方法の一つに、『源氏物語』中にある語彙や和歌の解釈を行う際、歌学書を引用する点が挙げられる。

歌学書を考証材料として引用することは、それまでの『源氏物語』注釈史において、一般的ではなかった。『源氏積』や『奥入』は、引歌の指摘に終始する注がほとんどで、歌学書を用いる注記は見られない。また河内方の注釈書である『原中最秘抄』『光源氏物語抄』『紫明抄』では、語彙の意味解釈や引歌について、諸説を取り上げながら考証を行っていく箇所が少ないながらも見られるが、歌学書からの引用はごく僅かな部分に限定されている。これに対し『河海抄』では複数の歌学書名と多くの引用が見られ、『源氏物語』への理解に歌学を用いるという新しい注釈方法を採っている点特徴的である。『河海抄』内で、出典が明記される歌学書を引用回数と共に以下に示す。<sup>2)</sup>

『能因歌枕』 「能因歌枕」として16回

『新撰髓脳』

「四条大納言新撰髓脳」として1回

『俊頼髓脳』

「俊頼口伝」として2回

『綺語抄』

「無名抄」として1回

『和歌童蒙抄』

「綺語抄」として1回

『奥義抄』

「童蒙抄」として1回

『袖中抄』

「奥義抄」として5回

『古来風体抄』

「清輔の抄」として1回

『僻案抄』

「清輔朝臣抄」として1回

『顕注密勘』

「袖中抄」として4回

『八雲御抄』

「顕昭抄」として1回

『能因歌枕』

「俊成卿古来風体抄」として1回

『源氏物語』

「定家卿僻案抄」として1回

『河海抄』

「顕注密勘抄」として1回

『源氏物語』

「八雲抄」「八雲御抄」として21回

引用回数の際だつて多いものは、『八雲御抄』『能因歌枕』である。これらは『源氏物語』中の語彙の簡単な説明に使用されるものがほとんどである。『八雲御抄』引用から一例を示す。

『河海抄』桐雲卷(194上18)

さかなきこと、も

不祥日本紀第一 無悪善同 悪性又注談 不良

伊勢物語「さかなき多ひす心とあり」

八雲抄云「よからぬ也」

こ、にしもなに、ほふらん女郎花人の物いひさかにく

きよに拾遺

この例において、『河海抄』は、「さがなき」を注釈する際に、まず漢字による注記を付し、その後『伊勢物語』の用例や『八雲御抄』の引用、『拾遺集』の用例歌を挙げている。漢字による解釈だけでなく、和語による解釈も取り入れる点からは、より明確に語彙を注釈しようとする姿勢が窺える。『八雲御抄』からの引用は傍線部「よからぬ也」である。点線部「不良」も引用の出典は示されていないが、『八雲御抄』に同一の注記が見られる。

『八雲御抄』巻第四・言語部・世俗言

さがなし

不良。よからず。

『河海抄』は、「さかなき」を「よからぬ也」と注釈している部分について『八雲御抄』からの引用であると示しているが、実際には漢字注記にもその影響が考えられる。またこの例のように、『河海抄』は、語彙を和語で説明する際、積極的に歌学書を引用する傾向にある。『八雲御抄』を例にとると、『八

雲御抄』が挙げる漢字注記よりも、和語の言い換えによる注釈部分を多く採用する傾向にある。『河海抄』が歌学書引用を積極的に行った要因の一つは、歌学書が和語による語彙説明の注記を有していたことによるものと考えられる。辞典的な側面を有する歌学書は、『河海抄』に引用されやすかったのであろう。

また歌学書引用の特徴として、注記に示される出典名が統一されていないという事象が見られる。この事象に該当するものは『俊頼髓脳』『奥義抄』『袖中抄』である。これらは、引用が異なる経緯によって行われたことが想定出来る。以下、『俊頼髓脳』を例にこの点を確認する。

『俊頼髓脳』は、「俊頼口伝」「無名抄」と出典明示される。次に示したのは、「俊頼口伝」として引用された箇所である。

『河海抄』帚木卷(22)上10)

そはつきされはみ

側付とかくそはみゆかみたる躰也

宿日本紀 宿老同 宿雨 宿雪皆同心也

案之左礼は左道儀也人のされたるとはまことしからざる躰也されおとなひたるとは以前の宿老の字歟これもとし老て物なれすきよからぬ躰也新猿楽記に虚左礼とあり左礼右礼の義はみは上に付たる詞也よしはみなと云かことし

俊頼口伝に誹諧哥をされ哥といへりそれもたはふれ

たる様也

『河海抄』夕顔卷(238下6)

されたるやりとくち

左道なるやりとくち也

俊頼口伝にされ哥といへるも誹諧躰也ゆかみなとしたる戸口也

「俊頼口伝」という出典名は、帚木卷と夕顔卷の二箇所の注記で見られる。引用である「され」を解釈する注記部分についても、内容はほぼ共通している。これら二箇所の注記は、内閣甲本『紫明抄』を踏襲した注記である。<sup>①</sup>

内閣甲本『紫明抄』巻二・夕顔卷

さすがにされたるやりとくち

されたるはたはふれたることはなり

俊頼口伝、誹諧哥はされ哥といへり

たはふれたるかことしと、されたはふれたるかことし傍線部が一致する箇所である。『河海抄』が内閣甲本『紫明抄』を基盤として成立したことを踏まえると、この「俊頼口伝」とする『俊頼髓脳』の注記は内閣甲本『紫明抄』を経由して『河海抄』に取り込まれたものと判断出来る。先行諸注で引用されていた部分を『河海抄』が継承したことによって、この「俊頼口伝」の注記は孫引きという形で引用されたのである。

これに対して、「無名抄」とされるのは、以下の帚木卷「は、き、」の注記のみである。この注記は『袖中抄』<sup>⑤</sup>を基盤にし

て注記が編集されたと思われる。以下に両者を挙げる。

『河海抄』帚木卷(231上4)

は、き、

帚木事先達色々に尺せり但天都は同事敷

①そのはらやふせやにおふるは、き、のありとはみれとあはぬ君哉<sup>②</sup>平徳文翁朝政上題附

能因哥枕云は、きにする木の森の中にあるかしたのしけりてとをくしてみればみゆるかちかくよりてみればみえぬを云也<sup>③</sup>顯昭云信濃国そのはらふせやといふ所に森ありその杜によそにてみれば箒に似たる木の末のあるをたちよりてみればその木もみえずとなむ申つたへたるは、き、とは庭はく木は、き也

④家成卿家哥合藤原為忠哥基俊判詞云昔風土記と申ふみ見待しにこそ此は、木、のよしは大略見待しかされと年ひさにまかりなりてはかくしくもおほえ侍らす件木は美濃信濃河国堺そのはらふせやと云所にある木也とをくてみればは、きをたてたるやうにてちかくてみればそれにてたる木もなし然はありとはみれとあはぬ物にたとへ侍云々

⑤一説云杜木中には、木、一本ましれりと云々

⑥承曆哥合師賢は、き、の木末やいつこおほつかなみなそのはらは紅葉しにけり此心也

⑦經信卿記云此哥旁入二権弁伯耆木哥一不レ快事也皆書二

改不<sub>レ</sub>快難不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>避而俊頼以<sub>三</sub>此哥<sub>一</sub>入<sub>三</sub>金葉集<sub>一</sub>如  
何

⑧綺語抄云は、き、に二の論あり一には箒木のある杜  
のある也その杜いとしけて杜の中には、木、おひた  
る也それを遠くてみればあるやうにて森の下にゆきて  
見れば木のしけりてみえぬなり一には箒に似たる木の  
その杜にある也それをとをくってみるにはあるやうにて  
ちかくよりてみればうする也されはかくよめり是はい  
とあさましありかたくなむ非也

⑨無名抄云此哥の心慥にかきたる物なし信濃国にその  
はらふせやと云所あるにそこに杜のあるをよそにてみ  
れば庭はく箒に似たるか木の梢にみゆるかちかくより  
てみればうせてみなどは木にてなんみゆるといひつ  
たへたるをこのころ見たる人にとへはさる木も見えず  
とぞ申す昔こそはさやうにみえけめ此ころは箒とみゆ  
る木の見えはこそちかくよりてもかくれめとぞ申  
此事或説には彼杜に箒木に似たる木ありよそにては、  
き、かとみえてちかくよりてはあらぬ木也ともいへり  
或又件箒木は杜の梢の最頂にある物也これを森の下に  
行てみれば木しけりてみえずとをくてみゆる也此説を  
先達用と云々

⑩奥義抄引後拾遺云、

ゆかほこそあはすもあらめは、き木のありとはかりは

音つれよかし

今勘<sub>三</sub>国史<sub>一</sub>云仁明天皇承和二年六月勅如<sub>三</sub>聞東海東山  
両道河津之処或渡舟数少或橋梁不<sub>レ</sub>備由<sub>三</sub>是貢調担夫来  
集河辺<sub>一</sub>累<sub>レ</sub>日経<sub>レ</sub>旬不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>利涉<sub>一</sub>宜下<sub>三</sub>每<sub>一</sub>河加中増渡舟  
二艘上、其価<sub>三</sub>重者須<sub>三</sub>正税<sub>一</sub>又造<sub>三</sub>浮橋<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>通行<sub>一</sub>及  
建<sub>三</sub>布施屋<sub>一</sub>備<sub>三</sub>于橋<sub>一</sub>寄<sub>三</sub>造作<sub>一</sub>料吉用<sub>三</sub>救急<sub>一</sub>福<sub>一</sub>云々  
陽成天皇元慶四年云弘仁十二年国分寺尼法光為<sub>レ</sub>救<sub>三</sub>百  
姓濟都之難<sub>一</sub>於<sub>三</sub>越後国古志郡渡戸浜<sub>一</sub>建<sub>三</sub>布施屋<sub>一</sub>施<sub>三</sub>墓  
田四十余町渡船<sub>一</sub>二艘<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>往<sub>三</sub>還<sub>一</sub>之人<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>其<sub>三</sub>穩便<sub>一</sub>而年代  
積久無<sub>三</sub>人<sub>一</sub>勞<sub>三</sub>濟屋破損<sub>一</sub>田疇荒廢望<sub>三</sub>請<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>充<sub>三</sub>宛越後国<sub>一</sub>備  
五人<sub>一</sub>永<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>預守<sub>一</sub>之

⑪案<sub>一</sub>ふせやはその原にかさるへからす所々にこれを  
たつる歟信乃国にはその原にたてけるにや俊頼哥に  
山田もるきそのふせやを風ふけはあせつたひしてうつ  
らをとなふといへり岐岨その原相近歟たとへは谷のふ  
せやしつかふせや皆同物歟或説云信濃には穴をほりて  
ふきいたのかた<sub>一</sub>く<sub>一</sub>をは土にうつみてかた<sub>一</sub>く<sub>一</sub>に口を  
あけてそれよりおりのほる冬雪のふかきおりの料也か  
れをふせやと号<sub>一</sub>云々

『河海抄』の注記は、帚木卷の卷名の由来となつた、源氏と  
空蟬の贈答歌中に用いられる「ははきぎ」の解釈を示したも  
のである。二重傍線部が「無名抄」の該当箇所であり、『河  
海抄』と『袖中抄』との文言の一致が確認出来る。この他に

も傍線を付した箇所での一致が見られる。

『袖中抄』 卷第十九

一、は、き木

①そのはらやふせやにおふるは、き木のありとはみれどあはぬ君かな

③顯昭云、は、きゞは信濃国そのはらふせやと云所に杜あり。其杜によそにてみれば箒に似たる木の末の有をたちよりてみれば、其木もみえずとなん申傳たる。は、きゞとは庭はく木は、き也。此歌は②平定文家の歌合歌也。④家成卿歌合、藤原為忠鹿歌云、

は、き木につまやこもれるさをしかのそのはらになく声ぞきこゆる

基俊判云、左歌は、きゞにつまやこもれるとよまれたる事、心得がたく侍り。此鹿のつまは如何様には、きゞにはこもれるにか侍らん。作者の心うけ給らまほしき事かな。此木はやしなどのやうに、あつまりおひたる木にも侍らざれば、中にこもれりといはんにかたし。此しか猿丸むさ、びにあらねば枝の間、葉の中にこもれらん事又かたし。無指證文證歌をば、何を指南としてか可甘心哉。昔風土記と申文見侍しにこそ、此は、きゞのよしは大略見侍しか。されど年久に罷成てはかくしくも覺侍らず。件の木は美濃信乃両国の界、そのはらふせやと云所に有木也。遠くてみればは、きゞきを立たる様にた

てり。ちかくてみればそれに似たる木もなし。然者ありとはみれどあはぬにたとへ侍。古歌云

そのはらやふせやにたてるは、きゞ云々 如し前。

此左歌頗與「本文心」已相違。詞も非「秀逸」。伯顯仲卿判云、左はは、きゞにつまやいかでかこもり侍らん。右もいやしけれど猶は、きゞはちりばかりおとりてや。

⑧綺語抄云、は、きゞに二の論有。一には箒木の有森の有也。其杜いとしげくて杜の中には、きゞ生たる也。それを遠くてみれば有様にて杜の下に行てみれば木のしけりてみえぬ也。一には箒に似たる木の其杜に有也。それを遠くみるには有様にてちかくよりてみるにはうする也。されはかく読り。是はいとあさまし。難有なんあらざる也。私云、此両説いづれもまさると云がたし。杜の木しげくて行てみるにみえざらん、さまであやしき事にあらず。は、きゞとて其名を上べきにあらず。遠てみゆれど近てはみえずはこそあやしきためしにはいはれめ。諸国には是におとらぬことゞもおほかり。たとひ此比こそさる事なくとも、むかしはいひおきたる事多かり。

⑨無名抄云、此歌の心髓に書たる物なし。信乃国にそのはらふせやと云所有に、そこに杜の有を外にてみれば、庭はく箒に似たる木の梢のみゆるが、近寄てみればうせてみなときは木にてなん見ゆると云傳たるを、此ころみたる人にとへばさる事もみえずとぞ申す。昔こそはさや

うに見えけめ。此比は箒とみゆる木のみえはこそちかくよりてもかくれめとぞ申。私云、此義相三叶愚意。又為忠歌の心は杜の木皆箒にて有べしと存歟。

⑥承曆歌合、師賢朝臣紅葉の歌云、

は、き木のこず多やいづこおぼつかみなそのはらはもみぢしにけり

私云、此歌心は⑤杜木の中には、き木一本まじれる歟。

⑦経信卿記云、此歌本人権弁伯耆木歌不快事也。以書改不快難不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>避。私云、如此難而俊頼入<sub>二</sub>金葉集<sub>一</sub>畢。如何。件書改歌、師賢

ふくからにちる紅葉ばのしたがへばうらやましきは木がらしの風

⑩奥義抄云、引後拾遺云、

ゆかばこそあはずもあらめは、き木のありとばかりはおとづれよかし

今勘<sub>二</sub>国史<sub>一</sub>云、仁明天皇承和二年六月勅、如聞東海東山兩道河津之処、或渡舟数少、或橋梁不<sub>レ</sub>備。由是貢調担夫来<sub>二</sub>集河辺<sub>一</sub>、累<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>経<sub>レ</sub>旬、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>涉。宜<sub>二</sub>每<sub>レ</sub>河加増渡舟二艘<sub>一</sub>、其価重者須<sub>二</sub>正税<sub>一</sub>。又造<sub>二</sub>浮橋<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>通行<sub>一</sub>。及建<sub>二</sub>布施屋<sub>一</sub>備<sub>二</sub>于橋<sub>一</sub>。寄<sub>二</sub>其造作<sub>一</sub>料共用<sub>二</sub>救急稲<sub>一</sub>云々。陽成天皇元慶四年云、弘仁十三年国分寺尼法光為<sub>二</sub>救<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>济都之難、於<sub>二</sub>越後国古志郡渡戸浜<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>布施屋<sub>一</sub>、施<sub>二</sub>墾田<sub>一</sub>四十余町。渡船二艘令<sub>二</sub>往還<sub>一</sub>之人得<sub>二</sub>

其穩便<sub>一</sub>。而年代積久無人<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>济<sub>一</sub>。屋宇破損、田疇荒廢。望<sub>二</sub>請<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>宛越後国備五人<sub>一</sub>、永<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>預守<sub>一</sub>云々。

⑪今案に、信濃国其原と云所にふせやと云所の別に有かと思ふに、布施屋とて所々につくれるにこそ。されば信乃国そのはらにも此布施屋をたてたりけるにや。又俊頼朝臣、田家秋興歌

山田もるきそのふせやに風ふけばあぜつたひしてうづらおとなふ

是は谷のふせや、しづのふせやなど云體也と在る歟。信の、岐岨にも彼布施屋有にや。又きそそのはら相近と云り。又信の国には穴をほりてふき板のかた<sub>レ</sub>をばつちにうづみて、かた<sub>レ</sub>に口をあけてそれよりおりのぼる。冬雪のふかきおりの料道と云り。其をもふせやとぞ申。

『袖中抄』の注記を細かく検証すると、①「そのはらや…」で始まる古歌引用、③顕昭による歌語説明、②平定文家の歌合、④家成卿家歌合の和歌と風土記に基づいた基俊の判詞、⑧綺語抄の引用、⑨無名抄の引用、⑥正曆歌合の師賢の和歌、⑤師賢の和歌の心について、⑦経信卿記の引用、⑩奥義抄の引用、⑪奥義抄の今案部分、となつてゐる。これらの注記と『河海抄』とを比較してみよう。

『河海抄』はまず波線部「帚木の事、先達色々に釈せり」として先行する説を紹介することを示した上で、①「そのはらや…」の古歌引用と②この和歌が平定文家の歌合のもので

あること、その後には能因歌枕の引用を挟んで、③顯昭の歌語説明、④家成卿家歌合の和歌と風土記に基づいた基俊の判詞、⑤師賢の和歌の心について、⑥正暦歌合の師賢の和歌、⑦經信卿記の引用、⑧綺語抄の引用、⑨無名抄の引用、⑩奥義抄の引用、⑪奥義抄の今案部分、を示している。『河海抄』はこれらの出典が『袖中抄』であると示しておらず、また『袖中抄』の挙げた諸説と『河海抄』の提示する諸説の順序は異なりを見せているものの、文言の一致から明らかに『袖中抄』の引用と考えられる。『河海抄』は、『袖中抄』の注記を組み替えているのである。以上から「無名抄」として引用される『俊頼髓腦』は『袖中抄』からの孫引きによるものと判断出来る。注記内容のみならず書名までもそのまま引用したために、同じ『俊頼髓腦』からの引用でありながら、注記に示される出典名が一致しないという事象が生じたのである。

『河海抄』に引用される『綺語抄』『奥義抄』といった歌学書をはじめとする諸説のほとんどが『袖中抄』からの孫引きである点、それらの孫引きは文言がほとんど同じでありながら提示される順番が異なる点、また傍線部①では奥義抄の今案を、さも『河海抄』が施したかのように用いている点、注目すべき箇所である。『河海抄』に見られる諸説は、そのすべてが作者善成の手によって原典から引用されているわけではなく、この様な孫引きも多々存在しているのである。

この『河海抄』「は、き、」の注記は、『河海抄』が『袖中

抄』の注記を自在に変換し再構築したものである。『河海抄』の中で「袖中抄」と出典が明記される注記は僅かに二注記四例しか存在しないものの、出典が示されていない他の注記でも、明らかに『袖中抄』からの引用と判断出来る箇所がある。また顯昭の歌学は『河海抄』に度々参照されており、『袖中抄』の他には『顯注密勘』を用いていることが確認出来る。以下ではこれらの引用を中心に、『河海抄』の歌学書利用の方法について探っていく。

## 二、『袖中抄』引用について

『河海抄』の『袖中抄』引用は、先述の『八雲御抄』引用で示したような簡単な語彙説明の場合とは異なり、歌語の解釈の際に『袖中抄』で示された諸歌を利用しつつ、『袖中抄』の歌論を組み換えて注記を再構築していくものである。これは和歌の注釈である『袖中抄』の歌論を、『源氏物語』の注釈として利用するために加工を施したものと考えられる。ここでは具体例として、玉鬘巻の「ひびきのなだ」の解釈を取りあげる。

### 『河海抄』玉鬘巻(386上12)

ひ、きのなたもなたらかにすきかいそくの舟にやあらん  
①きのふこそふなてはせしか伊佐魚とる比治奇のなた  
をけふみつる哉万葉十七

②あふ時はますみのか、みはなるればひ、きのなたに



波もと、ろに孫姫式

③年をへてひゞきのなたにしつむ舟の浪のよするをまつにそ有ける忠見集

此哥の詞には④年ころ撰津国に候けるをといへり然者当国名所歟袖中抄⑤顕昭云ひぢきのなたは播磨にあり

⑥俗説にはひゞきのなたともいふと云々

李部王記云天徳四年六月十一日は日備前備中淡路等飛駅至備前使申云賊二艘純友等也從響奈多捨舟脱遁疑入京

歟云々

これは『袖中抄』が出典であると明示されている例の一つである。『河海抄』は傍線部①②③の三首の和歌を示した後に「ひびきのなだ」の所在を考証し、最後に『李部王記』で史実との照らし合わせを行っている。ここでは「袖中抄顕昭云」として傍線部⑤⑥が示されている。

### 『袖中抄』巻第十一

一、ひぢきのなだ

①昨日こそふなではせしか伊佐魚イササケとる比治奇ヒヂカのなだをけふみつるかな

⑤顕昭云、ひぢきのなだは播磨にあり。いさごとるとは魚を取と云也。⑥俗説には、ひゞきのなだとも云。考二

孫姫式一

②あふ時はますみのかゞみはなるれば響のなだに浪もとゞろに

又、忠見集云、延喜御時躬恒が御厨子所に候ける例にて、④年来津国に候けるを召上て、天曆御時御厨子所に候て奏する歌、

③としをへてひゞきのなたにしつむ舟の浪のよするをまつにそ有ける

然者ひぢき、ひゞき共有二本説。或歌枕には、ちびきのなだと書り。ぢとびと同ひゞきなればかよひて書歟。又ひぢきをちびきと上下して書たがへたるにもや。

『河海抄』の本文では「ひびきのなだ」で解釈しているが、『袖中抄』は「ひぢきのなだ」として考証している。『河海抄』と比較すると、『袖中抄』からは①②③の和歌と傍線部④の忠見集詞書の部分も引用もされていると考えられる。また歌語の説明に関しては、『袖中抄』をまるまる引用するのではなく、必要な部分だけを適宜取出し、それらを構成し直している。この例では、傍線部⑤と傍線部⑥を取り出し、連結させて注記に引用している。⑤と⑥の間にある「いさごとるとは魚を取と云也」という注記は、「ひびきのなだ」の解釈ではないから必要ないと判断し、削除したのである。『河海抄』は、『袖中抄』の必要な注記を抽出し、それらを切り貼りして注記を作っていく方法を採用している。

『河海抄』が挙げている①②③の和歌は、すべて『袖中抄』が考証の段階で用いていたものである。『河海抄』はこれらの和歌を注記の冒頭にまとめて三首とも提示している。

このうち①の「きのふこそ…」の和歌は『紫明抄』『光源氏物語抄』で、②の「あふ時は…」の和歌は『光源氏物語抄』で指摘されているが、③の「年をへて…」の『忠見集』の和歌は、『河海抄』が注釈史上初めて示したものである。ここで提示された和歌は、物語に反映させるような引歌としてではなく、用例歌として注記冒頭の和歌をもとに「ひびきのなだ」の実態について述べているのである。

用例歌を注記に持ち込んでいる例をもう一例挙げる。

『河海抄』夕顔巻(244下7)

いさよふ月にゆくりなくあくかれんことを

① 山のはにいさよふ月をいてんかと待つ、をるに夜ぞ深にける万葉

いさよひの月十六日の月の山のはに②月しろあかりて出やらぬをいふ也といへりこれも十五夜のあかつきなれは十六日月といはむもいたく不違歎た、し能因哥枕にもいさよふとは山のはにさしいつる月を云といへりいさよふはいづれもやすらふ義也猶予とかけり

③ もの、ふの八十うち河のあしろ木にいさよふ浪の行をしらすも万葉

④ 君やこむ我やゆかんのいさよひに真木のいた戸もさ、すねにけり同

⑤ かくらくのはつせの山の山きはいさよふ雲はいもにや有らん

是等もやすらふ心也或説には⑥いさよふはいさなふ也さそふ心也云々然而いさなふと體によみたる証哥未勘出いまの哥⑦万葉には不知夜歴とかけり強十六日にかさらざる者也

『袖中抄』巻第十九

一、いさよふ月いさよひゆみはり

① 山の端に不知夜歴月を將出かと待つ、をるによぞふけにける

顯昭云、いさよふ月とはやすらふ月を云也、去ばすでに山のはより出たる月の、たちのほりやらぬをも云べし。又出もやらぬを待ほどをも云べし。一方に付て論をいたす人々あり、いかゞと聞ゆ。此歌はいでんかと待つ、をるに夜ふくと有ば、うたがひなく出やらぬほどと聞えたり。又萬葉に、

山のはにいさよふ月をいづるかとわがまちをらんよはふけにつ、

山のはに不知世経月のいでんかとわがまつ君によはふけにつ、

此歌どもはみな出やらすと聞えたり。又六帖歌に、

山のはにいでずいさよふ月まつと人にはいひて君まつわれを

此歌はいでずいさよふと有ばいでぬ義にいだす人あれど是はひが事也。萬葉に、

惠日來の山よりいづる月まつと人にはいひていもまつ我を

此歌を書なせる也。拾遺にもいれり。終章には君をこそまてとかけり。又山のはを出たるをいさよふ月と読たりとみゆる歌、新撰

山のはにいさよふ月をとゞめおきていく夜みてかはあく時のあらん

いでざらん月をば山のあなたにとゞめてもいかゞみるべき、よしなくや。又萬葉に、

③もの、ふのやそ宇治川のあじろ木にいさよふ波のよるべしらすも

是もやすらふと聞えたり。(中略) 十六日をいさよひと申は望の、ちたちまちのさきにいづる程をやすらふと云心も有べきにや。もち月よりはすこしやすらふこゝろあるべし。⑥人をいさよふといふはいさなふと云詞也。さそふ心也。誘引と書り。いさなはれつ、とも読り。童蒙抄云、いさよひと十六日の月を云也。去ばまつとてよもすこしふくべし。本集には不知夜と書ていさよひとと読たれば、夜をしらでいづるかともみゆるを不知と云は、いさと云事なれば、かくかけるなるべし。⑦今云、本集とは萬葉にや。山の端より不知夜フシヨ月とこそ書たれ。十六日をいさよひと読る歌には非ず。奥義抄云、古今歌に、

④君やこむ我やゆかんのいさよひにまきのいた戸もさ、ずねにけり

いさよひは、伴心也とぞ、或物には申たれども、それは別事也。いさよひはやすらふ心也。いさよふ月など読るも②月しろあがりて出もやらぬ程をいふ也。萬葉の挽歌にも、

⑤かくれぬのはつせの山の山ぎはにいさよふ雲はいもにかもあらん

と有。これも山の端にやすらふ心也。かやうの事はき、はおなじくて心はかはれる常事也。(後略)

この例は、出典が明示されていなくとも、文言の一致から『袖中抄』の引用であると判断出来る。『河海抄』はまず先行諸注で指摘されている傍線部①の和歌を提示し、「いさよふ月」の解釈を加えていく。傍線部②⑥⑦はその解釈を示す部分であり、『袖中抄』から抜き出した文言を、提示する順序を変えながら示している。

傍線部③④⑤の和歌三首は、『河海抄』で初めて『源氏物語』の注釈に登場するものである。この和歌三首はすべて『袖中抄』にあり、『袖中抄』でいずれも「やすらふ」の義として扱われているものである。傍線部は「いさよふ」の語義を示している箇所であるが、これは『袖中抄』では和歌の提示の後に繰り返し述べられる語義説明である。これらをまとめたものが『河海抄』の注記であり、用例歌として和歌三首を示

した上で波線部「是等もやすらふ心也」としているのである。他の和歌は『袖中抄』で「やすらふ」の意味が示されていない。かつた為に、『河海抄』で引用されなかったのであろう。

このように、解釈部分のみではなく、解釈の際に示される和歌も用例歌として引用する点に『河海抄』の『袖中抄』引用の特徴が見出せる。またすべての和歌を用例歌として引用するのではなく、注釈として必要なものを適宜抜き出している。出典が明示されている箇所が少ないのは、『河海抄』の注記が『袖中抄』の注釈内容を改編・凝縮して『源氏物語』の注釈として再構築したものであり、『袖中抄』そのものはなかったからと考える。つまり使用される文言は同一であっても、注記の内容は『河海抄』がまとめ直した別物であったため、出典が明記されにくかったのではなからうか。

### 三、顕昭『古今集註』・『顕注密勘』引用について

注記の再構成や用例歌の使用といった『河海抄』の『袖中抄』引用の特徴は、同じく顕昭の歌学である顕昭『古今集註』『顕注密勘』の引用の場合にも共通する。『顕注密勘』を出典として明示する注記は僅かに一例しかないが、ここにも先の『袖中抄』同様に古典明記されずに引用されている例が見えらる。例えば以下のようなものである。

#### 『河海抄』未摘花卷(268上13)

なつかしき色とはなしになに、この末つむ花を袖にふれ

けん

①よそにのみみつ、やこひん紅の末つむ花の色にいてすとも万葉入丸

②人しれすおもへはくるしくれなるの末つむ花の色に出なん古今

③くれなるの花は末よりさけばやかてすゑよりつむなり

#### 顕昭『古今集註』

②ヒトシレスオモヘバクルシクレナキノスエツムハナノイロニイデヌベシ

③紅花ハ末ヨリサケバ末ヨリツム。サレバスエツム花ト読也。萬葉云、

①ヨソニノミミツ、ヤコヒムクレナキノスエツムハナノイロニイデズトモ

#### 『顕注密勘』

②人しれすおもへばくるしくれなるのすゑつむ花の色にいでなむ

③紅の花は末よりさけば、やがてすゑよりつむ。さればすゑつむ花とよめり、萬葉に、

①よそにのみみつ、やこひん紅のすゑつむ花の色に出づとも

この例は、顕昭『古今集註』と『顕注密勘』とで、ほぼ同じ注記が見られる。『河海抄』の注記と比較すると、傍線部①

と傍線部②の末句にそれぞれ細かな差異はあるものの、注記内容はほぼ一致している。またこれらの注記が『袖中抄』等では見られないことから、『河海抄』が直接の引用によって注記を作成したと考えられる。『河海抄』の注記では出典について触れられていないが、『河海抄』が独自に編み出したものではなく、顕昭『古今集註』もしくは『顕注密勘』の引用によるものと判断出来よう。

顕昭『古今集註』と『顕注密勘』は、古今歌②を提示し、その説明として傍線部③「くれなるの花は末よりさけはやかに万葉歌①を挙げている。これに対して『河海抄』は万葉歌①と古今歌②を挙げた後に、歌語への説明③を付している。二書が古今歌②を解釈するために万葉歌①を使用しているのに対して、『河海抄』は歌語解釈の用例として二首をまとめて示しているのである。この本文箇所には『河海抄』以前に『紫明抄』等によって②の古今歌が示されており、『河海抄』はこの古今歌②をもとに顕昭『古今集註』もしくは『顕注密勘』にあたり、そこに示されていた万葉歌や歌語への説明を注記に取り込んだと考えられる。そして注記編集の段階で和歌を時代順に並べ替え、万葉歌①、古今歌②の順にしたのである。本来『古今集註』と『顕注密勘』においては、施注される古今歌と、その解釈を示すための万葉歌、という関係の二首であったものが、『河海抄』では歌語解釈のために同等

に捉えられ並列して示されている。この例には大幅な注記内容の改編や凝縮は見られず、文言はそのまま注記の順序を単に入れ替えているだけであるが、注記提示の順を替えることによって『河海抄』は古今注を源氏注に変化させているのである。

次に『袖中抄』同様に、注記の一部が抽出・凝縮によって再構成された例を挙げる。

『河海抄』浮舟巻(584上12)

橘の小嶋と申て御ふねしはしさしと、めたるを

な古今①今もかも咲句ふらん橘のこしまのさきの山吹のは

②万葉には橘嶋又小嶋又嶋のくまはなとよめり此所は

③皇子尊の在所也④哥枕には河内国とあり如何但⑤七

瀬萩所には大嶋橘小嶋山城国と注せり

『顕注密勘』

①今もかもさきにはふらむたち花のこじまのくまの山ぶきの花

橘の小嶋隈は所名也。②橘の小嶋とも、橘の嶋とも有。

萬葉にもよめり。又嶋のくまわともよめり。それをと

り合せて橘の小嶋の隈とよむ歟。④歌枕には、河内国

に有と云へり。③皇子尊の所在也。遠所⑤七瀬者、難

波田蓑、大河俣難津、大嶋、橘小嶋山城、佐久那谷、辛崎

近、然者、河内、山城相違歟。河内、山城相違歟。又

同名所歟。此歌在『猿丸集』。

いろもかもさきにはふらむ橘のこじまのさきの山  
ぶきのはな

或者云、こじまのせきと云。

小嶋まことに名所不分明。いかによみたるにか。但、思ふゆゑ侍て、こじまがさきと書たるを用侍也。

この注記は『顕注密勘』のみに見えるものであり、『袖中抄』と顕昭『古今集註』には見えない。『河海抄』の注記は『顕注密勘』の注記をもとに再構成されたものである。先行諸注が指摘する引歌①をもとに、傍線部②～⑤で解釈を示している。『顕注密勘』の古今歌は「橘のこじまのくま」となっており、複数の異名を「とり合せて橘の小嶋の隈とよむ歟」とあるように「橘の小嶋隈」で一つの「名所」として考えているが、『河海抄』では「橘のこじま」で一つの「名所」であると解釈しているようであり、この解釈に合わせて注記を編集したと思われる。この部分の注釈として、必要な部分のみを抽出し凝縮しているのである。異伝歌である猿丸大夫集歌は、「橘の小嶋」の場所解明には必要なかった為、『河海抄』では引用されなかった。歌論自体は『顕注密勘』をそのまま継承しないが、注記に使用される語は『顕注密勘』そのものであり、やはり『顕注密勘』の影響が窺える。

以上顕昭の歌論が、顕昭『古今集注』や『顕注密勘』からも『河海抄』に取り入れられていることを指摘した。『河海抄』

の中で出典が明示される『顕注密勘』引用は一箇所のみであるが、出典が明示されていなくとも、内容的には顕昭の歌学を撰取していることが分かる。その方法は『袖中抄』とほぼ同様であり、必要な文言のみを抽出すること、用例歌として和歌を提示する場合があること、抽出された文言や和歌の順序を適宜入れ替えること、という特徴が挙げられる。

取り上げた例以外にも、顕昭『古今集註』および『顕注密勘』の引用と判断出来る箇所がある。『袖中抄』顕昭『古今集註』『顕注密勘』といった顕昭の歌学は、出典明示されているよりも、されていないものの方が圧倒的に多い。『河海抄』の注記は顕昭の歌学を撰取した状態であると言える。

#### 四、まとめ

『河海抄』は注記編集の際に、歌語解釈の注釈や、和歌の解釈を助ける用例歌を歌学書によって取り入れ、それらを組み替えることにより、歌学を『源氏物語』の注釈に反映させることに成功した。『袖中抄』や『顕注密勘』といった歌学書は、考証の内容が優れているだけでなく考証の際に用例として多く和歌が示されていることから、『河海抄』によく利用されたものと考えられる。歌学における和歌の注釈を『源氏物語』の注釈として利用することで、先行諸注との差別化を図ったのではないか。『河海抄』は歌学書を単に引用したのではなく、それらの注釈内容を再構成することで新たな源

氏注を生み出したのである。

これらの点を踏まえ、歌学書の引用から窺える『河海抄』の注記における和歌の傾向について述べる。『河海抄』の歌学書引用の特徴として、歌語説明の証歌を先に出す点があった。これらは『源氏物語』本文の解釈に結びつけられるような、歌の背景等までを反映させるいわゆる引歌ではなくて、歌語理解のための注記として和歌を提示したものと考えられる。『河海抄』から引用が始まった証歌としての和歌は、そのすべてが物語の解釈に直接結びつくような引歌ではない。語義を容易に捉えさせる為の参考として挙げられる用例の和歌や、単に歌語が使用されているという証拠としての和歌もある。勿論場面理解のための引歌も指摘されているほか、単なる歌語解釈のための用例として示された引歌ではない和歌も存在し、これらは混在しているのである。『河海抄』以降の注釈書で「不及引歌」として否定されてしまう和歌注記の中には、『河海抄』が歌語解釈のために指摘した注記であることを理解出来ずに切り捨ててしまったものもある。

また『河海抄』は語彙そのものの意味を解釈するためにも和歌を用いている。それまで語彙の解釈は漢字によって示されていたものがほとんどであったが、『河海抄』はそこに和歌注釈で用いられた和語による注釈をさらに加えたのである。漢字による語の解釈は継承しつつも、そこに新たに和歌による語彙説明を加えることにより、より大きい範囲の内容を注

記に取り込み、先行諸注を乗り越えようとしたのではないか。『源氏物語』注釈史において、『河海抄』が提示する和歌の数量がそれ以前の注釈書よりも増加しているのは、歌学を利用した新たな注釈を付け加えようとした意図によるものであり、その際に顕昭の歌学書を初めとする複数の歌学書が利用されたのである。

注

(1)『河海抄』の本文は、玉上琢彌編・山本利達・石田穰二校訂『紫明抄 河海抄』（角川書店、一九六八）により、括弧で角川本の所在を示す。

(2) 角川本所収の西村富美子「河海抄引用書名索引」による。

(3)『八雲御抄』の本文は、久曾神昇編『日本歌学大系 別巻三』風間書房、一九六四)により、久曾神昇「校本八雲御抄とその研究」(厚生閣、一九三九)を参照した。『河海抄』の注釈意識と『八雲御抄』との関係について、松岡智之氏は「辞書として信頼するだけでなく、『八雲御抄』の『源氏物語』に対する態度を継承する一面もある」(『河海抄』、秋山虔・渡辺保・松岡心平編『源氏物語ハンドブック』、新書館、一九九六)と述べる。また順徳天皇の家系と『河海抄』の関係については、小川剛生氏も指摘している(『四辻善成の生涯』、『二条良基研究』、笠間書院、二〇〇五)。これらは、順徳源氏末裔という善成の意識が『河海抄』の編集と関わるという重要な指摘である。

(4)『河海抄』と内閣甲本『紫明抄』の関係について、拙稿『河海抄』における『紫明抄』引用の実態―引用本文の系統特定と注記の受

容方法について―(『語文』(大阪大学) 96輯、二〇一・一六)において、『河海抄』が内閣甲本『紫明抄』を基に編集されたことを明らかにした。

(5) 『袖中抄』の本文は、久曾神昇編『日本歌学大系 別巻二』(風間書房、一九五八)により、橋本不美男・後藤祥子著『袖中抄の校本と研究』(笠間書院、一九八五)を参照した。『袖中抄』の校異に関しては特に扱わなかったが、『河海抄』所引の『袖中抄』は高松宮家本に近い。

(6) 『河海抄』に見られる『綺語抄』の引用は当該箇所の一例のみである。従って『河海抄』が引用する『綺語抄』は『袖中抄』經由のものであり、実際に作者の善成が『綺語抄』そのものに当たって施注したものではない。

(7) 注記の中で具体的に『袖中抄』が明記されるのは、「袖中抄」として玉鬘巻「ひ、きのなたもなたらかにすきかいそくの舟にやあらん」(386上12)と幻巻「さもこそはよるへの水にみくさゝめけふのかさしよ名さへわする、」(526上19)、「顕昭抄」として夕顔巻「このもかのも」(238上5)の、計三注記五例のみである。これらは引用もとが別々であった可能性があるので、ここでは指摘に留める。また出典の明示はないが『袖中抄』からの引用が確認出来るものに、雷木巻「は、き、」(231上4)、夕顔巻「いさよふ月にゆくりなくあくかれんことを」(244下7)、藤袴巻「いもせ山ふかき道をはたつねすてをたえのはしにふみまこひける」(430上4)、柏木巻「柏木に葉もりの神はまさすとも人ならずへき宿のこすゑか」(501上1)、橋姫巻「はしひめの心をくみてたかせさすさほのしづくに袖そぬれける」(549下19)の注記がある。いずれも和歌への注記である。『河海抄』内に見られる『袖中抄』引用

は出典が明示されない場合が多く、これら以外の注記でも引用の可能性がある。

(8) 『袖中抄』の和歌のみを引用する場合もあり、真木柱巻「なかめする軒の雫に袖ぬれてうたかた人をしのはさらめや」(437下6)では、歌語解釈については『僻案抄』を引用し、用例歌は『袖中抄』から引用していると考えられる。また歌語解釈を伴わない用例歌のみの注記でも、提示される和歌の歌を特定することは困難であるが、『袖中抄』から引用が行われたと考えることが出来る。

(9) 顕昭『古今集註』の本文は、久曾神昇編『日本歌学大系 別巻四』(風間書房、一九八〇)によった。

(10) 『顕注密勘』の本文は、久曾神昇編『日本歌学大系 別巻四』(風間書房、一九八〇)によった。

(11) 夕顔巻「物のあやめ」(238下14)の注記。この注記は、「あやめ」の漢字注記、「古今集」和歌、「奥義抄」、「顕注密勘」と続く。「奥義抄」『顕注密勘』ともに出典が明示されており、『奥義抄』はほぼそのまま、『顕注密勘』の引用は定家の勘記部分だけであるが特に改編されずほぼそのまま転記されている。その際『顕注密勘抄云定家卿云』として定家説が示される。これは定家説を示すことに主眼があり、顕昭の歌学を用いるための『顕注密勘』引用ではない。出典が明示されるといっても、あくまで定家説の所在を述べただけであり、顕昭の歌学を示すための注記ではないことを付け加えておく。

(12) 葵巻「つりするあまのうけなれやと」(288上10)、濔標巻「いまはたおなしなにはなると」(333下21)、玉鬘巻「恋わたる身はそれなと玉かつらいかなるすちをたつねきつらん」(390下3)野分巻「もとあらのこはきはしたなくまちえたる風のけしきなり」



(418上18)、浮舟卷「橘の小嶋と申て御ふねしはしきしと、めたるを」(584上12)の注記。

(まつもと・おおき 本学大学院博士後期課程)